

本人通知制度について

1. 被害者告知型本人通知制度について

(1) 背景

戸籍や住民票の写しは、請求時に不正請求であることが判明している場合には交付されないが、過去には行政書士等が身元調査を目的として請求事由を偽り、戸籍や住民票の写しの交付を受けていた事案が発生している。

このような状況を踏まえ、本市では平成 26 年 2 月に本人通知制度を施行した。

現時点では、本市において不正請求が確認された事例はないが、他自治体では大量の不正請求が発覚した事案が複数報告されており、本市においても将来的に不正請求が発生する可能性は否定できない。

(2) 本制度の目的

個人情報の保護に関する法律の基本理念に基づき、個人の権利利益の保護を図ることを目的とする。

- ・不正請求による個人情報の不適切な利用の抑止
- ・被害の早期把握・拡大の防止および本人による適切な対応の促進
- ・個人情報保護に対する市民の安心感の向上
- ・戸籍・住民基本台帳事務に対する信頼性の確保・向上

(3) 本制度の内容

次の場合は、関係書類の確認により、不正請求である事実を被取得者に告知する。

- ・住民基本台帳法又は戸籍法の規定の違反事件に係る判決又は決定が確定したとき。
- ・報道機関等から不正請求である旨が公表され、関係機関に確認することにより不正であることが確認できるとき。

次の場合は、不正請求のおそれがある場合として、取得者に疎明資料等の提出を求め、不正請求か否かを判断し、不正請求であると認定できる場合は、被取得者に告知する。

- ・各士業などの住民票や戸籍の取得に関し、懲戒処分の情報提供があった時など、その者が請求した他の請求について、不正請求の蓋然性が高いと認められる場合は、当該請求者に疎明資料等の提出を求め、その資料等を精査のうえ、不正のおそれがあると判断した場合も本人に告知する。

告知後、被取得者から相談があった場合は、関係部署を案内するなど状況に応じて対応する。

(4) 制度開始日

令和 8 年 8 月 1 日

2. 事前登録制本人通知制度について

(1) 本人通知事前登録者推移

資料 3 のとおり

(2) 事前登録制本人通知制度 登録者増加への取組

人権啓発イベント等での制度周知のためのチラシ配架

- ・平和と人権を考える市民のつどい（7月4日）
- ・平和と人権展（8月8日～8月9日）
- ・人権教育推進協議会全体研修会（8月19日）
- ・人権を守る市民のつどい（12月6日）
- ・各区民まつり人権教育推進協議会ブース
（東区5月10日、中区10月25日、美原区11月1日、北区11月7日
南区11月8日、西区11月14日、堺区11月15日）
- ・人権週間（12月4日～12月10日）

「平和と人権展」での啓発パネルの展示（8月8日～8月9日）

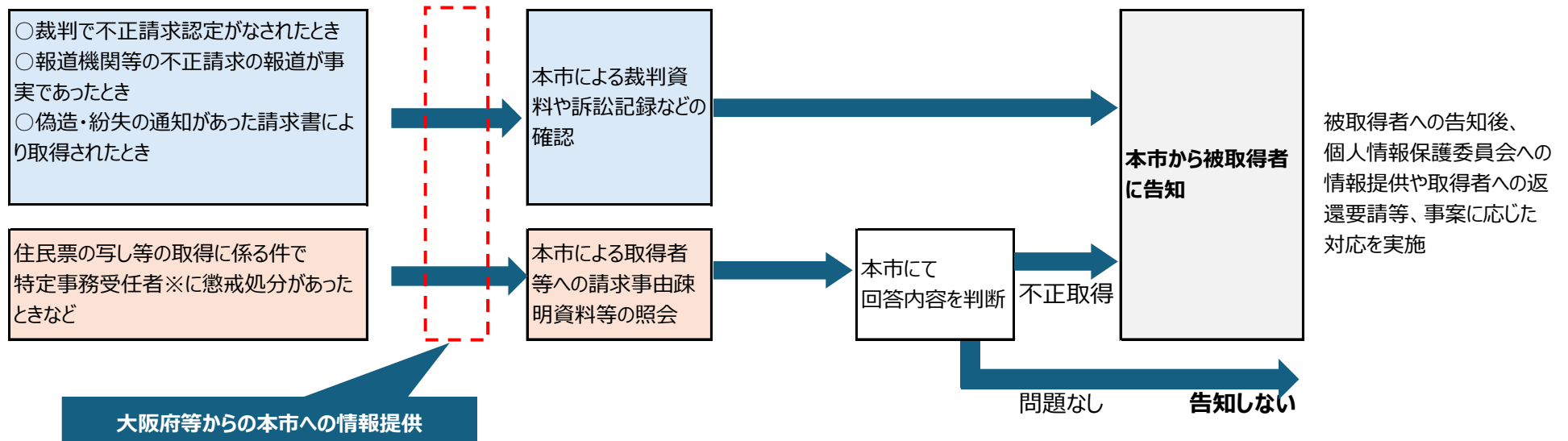
職員研修での周知

- ・新任役職者（課長級、課長補佐級、係長級）研修（5月13日～7月31日）
- ・入庁2・3年職員研修（8月10日～10月30日）

職員アンケートの実施（1月～3月頃）

被害者告知型本人通知制度の事務処理の流れ

資料2



※特定事務受任者…弁護士、司法書士、税理士、土地家屋調査士、弁理士、社会保険労務士、海事代理士、行政書士

参考 事前登録制本人通知制度の流れ

